



FIWA 代表理事より 正しい判断を自ら下せる FIWA 認定アドバイザーへの期待



寄稿： FIWA 協会
副理事長 原田 武嗣

「当協会は、生活者が経済的束縛から解放され豊かで幸せな人生を実現できるための支援活動を行います」というビジョンを掲げて、昨年9月にFIWAが設立されて約9ヶ月が経ちました。この6月末時点で、認定会員10名（内、認定正会員9名、認定准会員2名）とFIWAの仲間が広がってきました。一年足らずの間に、二桁もの志を共にする仲間が誕生したことは嬉しい驚きです。FIWA認定会員のみなさまようこそ！

FIWAの夢は生活者が信頼して相談できるFIWA認定アドバイザーを一つのプロフェッション（職業）として確立することです。FIWAでは認定アドバイザー（FIWA認定正会員）が継続的に満たすべき条件（FIWAホームページ、FIWA認定正会員の認定要件）を定めていますが、その中で特に重要なのは、相談者との利益相反の回避です。

当協会が認定する資格保有者、「FIWA認定正会員」はFIWAの倫理規範および職業行為基準を遵守することを妥協することなく求められます（詳細はホームページ、「特定非営利活動法人 みんなのお金のアドバイザー協会 倫理規範および職業行為基準」【https://fiwa.or.jp/wp-content/uploads/pdf/rinri_kihan.pdf】をご覧ください）。

相談者との利益相反の回避について、FIWA認定正会員は、いかなる金融機関および投資・金融情報や金融サービスを配信している企業とも直接、間接を問わず、資本、人的な関係を有さず、経営面、業務面、資金面で依存していないこと、事前に相談者と合意したアドバイス料以外に相談者の金融取引に関連する報酬を直接、間接にあらゆる組織、企業から受け取らないことが認定の要件です。





長期投資仲間通信「インベストラ이프」

また、FIWA 認定正会員以外の金融アドバイスをを行う者、「FIWA 認定准会員」は、金融取引に係る報酬が相談者以外からある場合、その支払元企業名と報酬の内容につき相談者に開示し、利益相反がある場合は、それを相談者に報告することが認定の要件です。その他、FIWA 認定会員は該当する FIWA 規範および基準を遵守することが要求されます。

さて、FIWA 認定アドバイザー（正会員）が直面する課題の一つとして金融機関等から講演、執筆等業務委託を受ける際に関する問合せが多くなっていることがあります。金融機関等からの講演、執筆等の依頼に応ずることが認定正会員の行為として相応しいかどうかという判断に関する疑問です。

認定アドバイザーの相談業務に直接関係ない場合であっても、講演、執筆等で自己の考え、意見を一般に表明したり、行動したりすることで、相談者その他の生活者の貯蓄、資産運用、その他の生活行動に影響が及ぶ場合があります。このような場合、認定アドバイザーは、アドバイザー業務を離れた場面においても、倫理的な人格を持ったアドバイザーとして一貫性（Integrity）を維持することが必要です。FIWA「倫理規範」では、守るべき規範の最初に「常に誠意、能力、勤勉、敬意、かつ倫理的態度を持って、一般生活者、投資家、相談者、同業者およびその他の金融・資本市場の参加者に対し行動します」と定めています。

基本的哲学、考え方は「倫理的な人格を持ったアドバイザーとしての一貫性（Integrity）を維持する」ということになりますが、具体的ケースについては、個別の状況に応じて異なるので、一般化、類型化して是非を判断することは困難です。そこで正会員が金融機関等から講演、執筆等の業務委託を受ける場合は、以下を基準として認定正会員自ら正しい判断を下すことが期待されます。

（基準1）金融・投資に関するアドバイス（投資一任業務・助言業務・その他を含め）に際して、すべての対象と可能性を分析・検討した上で常にプロとして相談者にベストだと信じる行為を行う

（基準2）金融機関・メディア等の研修、講演等の業務を請け負う場合は、その企業や組織との関係が相談者に対するアドバイス内容に影響を及ぼさない範囲および内容であること

（基準3）その他の具体的ケースについては FIWA 正会員として倫理規範および職業行動基準に則り自ら判断をすること

以上